

「財務会計システム再構築支援等業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「財務会計システム再構築支援等業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市水道局委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるものほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 提案書を提出しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、提案書の提出者の資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条において準用する横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「コンピュータ業務」及び「各種調査企画」に登録が認められている者であること。
ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記種目について申し込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する場合はこの限りでない。
- (3) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 次のア及びイを満たす者であること。
 - ア 国（独立行政法人を含む。）、都道府県又は政令指定都市のいずれかにおいて、財務会計システムの構築又は再構築に関する調査・検討等のコンサルタント業務実績を有すること。
 - イ 國際規格ISO／IEC27001又は国内規格JIS Q 27001を取得していること。

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 提案者の概要
- (2) 業務実績
- (3) 当該業務の実施体制
- (4) 当該業務に関する具体的な提案
- (5) ワークライフバランスに関する取組
- (6) その他当該業務に必要な事項

2 水道局は、提出した提案書の実績等を確認するため、実績が確認できる書類の提出

を提案者に求めることができる。

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
 - (2) 業務実施体制等
 - (3) 提案内容の妥当性・実現性・創意工夫等
 - (4) ワークライフバランスの取組
 - (5) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
- | | |
|------|-------------------------|
| 委員長 | 水道局給水サービス部長 |
| 副委員長 | 水道局経営部長 |
| 委 員 | 水道局経営部情報システム課長 |
| 委 員 | 水道局給水サービス部担当課長（料金担当） |
| 委 員 | 水道局経営部経営企画課担当係長（経営管理担当） |
| 委 員 | 水道局配水部北部方面工事課事務係長 |
| 委 員 | 水道局施設部工業用水課事業管理係長 |
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席がなければ開くことができない。
- 5 評価委員会への代理出席は認めない。
- 6 ヒアリングを欠席した委員の評価については、採用しない。
- 7 ヒアリング後に開催する評価委員会を欠席した委員の評価については、採用しない。
- 8 評価委員会での評価の結果、得点が最も高い者から順位付けを行う。
- 9 前項の評価の結果、同点だった者の順位は、次に掲げる各号の順により決定する。
- (1) 評価項目「業務実施方針」における得点
 - (2) 前号の得点が同点だった場合は、評価項目「業務実績」における得点
 - (3) 前号の得点が同点だった場合は、評価項目「業務実施体制等」における得点
 - (4) 前号の得点が同点だった場合は、評価項目「ヒアリング」における得点
 - (5) 前号の得点が同点だった場合は、評価項目「その他の提案」における得点
- 10 前2項により、第1位の者を受託候補者とし、第2位の者を次順位者とする。
- 11 受託候補者が提案資格を失った場合又は受託候補者特定後に徴収する見積書に記載された見積額が横浜市水道局で定めた予定価格の制限の範囲を超えた場合には、次順位者を受託候補者とする。
- 12 委員長は、評価結果を横浜市水道局物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会（以下「審査等委員会」という。）に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第7条 審査等委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、審査等委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(結果の公表)

第8条 受託候補者と契約を締結した後、契約結果の公表と併せ、委託内容、提案者、各提案者の順位、評価点数、評価基準及び評価委員会の開催経過について公表を行う。それ以外の項目の公表の有無については、審査等委員会が決定する。

附 則

この要領は、令和元年7月22日から施行する。